

<論文>

「上海無国籍避難民指定居住区」設置の反響

實吉敏郎・海軍大佐の未発表文書をもとに

菅野賢治

本稿は、これまで本誌に三回にわたり連載してきた研究報告の続編として最終編である。前回、1943年2月、「上海無国籍避難民指定居住区」の設置にいたる過程を可能な限り明らかにしたのに続き、本稿では、依然、上海海軍武官府特別調査部部長、實吉敏郎・海軍大佐のユダヤ関連業務日誌を十全に活用しながら、「指定居住区」の設置が現地のユダヤ居留民集団に与えたインパクトを詳らかにする。

公布翌日の實吉日誌から

1943年2月19日(金)、「上海無国籍避難民指定居住区」設置公布の翌日、實吉は業務日誌に以下のように書きつけた(引用中「□□」の記号は、「□□」部分が行間や欄外に加筆されたものであることを意味する)。

二月十九日

大陸新報に昨日申し置きたる猶太人地区の地図 及 久保田氏の地区内部人に対する説明掲載されあり

午後 滙山署内事ム所に至る。

情勢 日本人、公平路附近日本人会のもの来り 協力を申し込む 地区内に四の日本人会あり 会長に主旨を納得せしむ。

華人、華字新聞を読み得ざるもの大部なり 保甲を通じ説明せしむ。

猶太人、ゲマインデ 及 アシケナジの既に会合協議せる模様なり

ゲマインデの代表者来り 懇ギンなる態度にて応対 反へつて絶大なる礼を云ふ(例せば 猶太人なる文句を用ひざりし事 又 制限なる文字を用ひゲッター／隔離地域\を作ると云ふが如き事を云はざりし点、など) 又 家賃其他の値上りを心配せる由(之は当方にて監視する旨申し渡す)

今夜ゲマインデ 及 アシケナジにて会合をし 彼等の方針を審議する由 久保田氏 出席の筈。

一九三〇より Masonic Hall Jewish Club (アシケナジ) より会議あり／日本ノ公債一万一千ドルを買イタイト申シ出タ\主立ちたるも [の] 約四十名出席。会長／ラデントロスキー\、副会長／コーン\をしては 会議前 当局よりヤルベキ事を指定して呉れとの事 之は自発的にやるも [の] だと云ふ事。／何となればアシケナジの助力は同族の当然の補助であって 日本側が之を恩けいとして感じるのではない、\今後 各種の協力を要するかもしれないが 当方は此の協力を obligate はしない原則である 我方は助力は惜まない

会議の状況 多少騒ぎしも大した事はなかつた。

決議事項は正式な文書をもって提出する

一、我方に協力すると共に東亜共栄の達成に協力す。／戦争前 日本ノ為ニ
ナロト思ウタ事ハアルマイ 現実がカクナツタカラ今カゝル事ヲ云フテ居
ルノデアロウ 今後 本当ノ協力ヲ望ム

二、指定区域に於ける事業は莫大な資金を要する

現金を有しない者も所持品を担保として銀行より金を出し 持てるものは
現金を出す (タスクの形 及 各自の自発的出資

アシケナジ民団が金を集め団体として使ふ(之に対する彼等の委員会作る)

二百万 M.Y. [民元の略か] 以上は醸出す集める。

ジュイシゲマインデで布告ノ主旨を体し 協力スベキダト云フ結論ニ達シ
タ (カルデク 委員会後ノ報告)

[1943年2月17日の頁の裏面]

布告後 一般ニ平穏ナリ

一、事務所ニ問合せニ来ル者 今の処 一日 猶太人 日本人 各百五十名
位。

猶太人に関する情状 予期以外ニ severe デナカッタ事ニ礼ヲ云ふ

無国籍避難民会ヨリ／会長カルデクヨリ／委員会を開き／主旨を体し／
日本に／協力スベシト云フ結論ニ達ス

白露系猶太人ハ会議ヲ開キ四十人集る 久保田氏ヲ observer トシテ出席

一、我方ニ協力スルト共ニ東亜共栄ノ達成ニ協カス

二、指定区域内ノ準備等ハ莫大ナル金ヲ要スル

現金ナキ者は所持品ヲ担保トシテ銀行より金を出し 現金を有スル者ハ金
を出す (tax 又ハ自発的出資) アシケナジ団が金を集メ団体として使フ (二
百万円以上ハ集ル)

会の前 久保田氏は 此協力ニヨリ我ハ白系猶太人ニ oblige サレル事トハ
ナイ事ヲ通ジ置ケ

この記載だけをもってしても、「指定居住区」設置の反響について実
に多くのことが判明する。たとえば、当該地区内の四つの日本人会から
さっそく協力の申し出があったこと、あるいは地区内に住んでいる中国
人たちは、もちろん中国語の新聞でも公布は報じられているが、識字率
の低さゆえか、あまり情報に通曉していないことなどである。しかし、
何よりも重要なのは、實吉文書のこの個所では「アシケナジ」と「ゲマ
インデ」、また別の個所では「白露系猶太人」と「無国籍避難民会」と
呼び分けられている上海ユダヤ居留民の主要二集団が、それぞれこの「居
住区」設置の布告にいかにかに反応したか、という点だ¹。

先立って全体像を押さえておくならば、第二次大戦期の上海における
ユダヤ住民は、大きく以下の四集団に分類される。

- (1) 英国籍富裕セファラディ (数十家族)
- (2) 白系ロシア・ユダヤ人 (約 4,000 人)
- (3) ドイツ＝オーストリア・ユダヤ難民 (約 17,000 人)
- (4) ポーランド・ユダヤ避難民 (約 1,000 人)

¹ ユダヤ世界の内部構成について慣例となっている「アシケナジ／セファラディ」の二分法に従えば、ドイツ・ユダヤ人は前者「アシケナジ」に分類される(そもそもヘブライ語の地名「アシケナズ」はドイツを指すものとして用いられた)。しかし、實吉文書の全体をつうじて「アシケナジ」の語はもっぱらロシア・東欧出自のユダヤ人を指して用いられており、中欧ヨーロッパ出自のユダヤ人はそこから除外されている。この語用は、實吉文書に限らず、当時の上海と日本に身を置くユダヤ人たちが自身のもとでも慣例として観察される(たとえば、横浜在住のドイツ・ユダヤ人たちが神戸在住の白系ロシア・ユダヤ人集団を指して「アシケナジ」と呼び、後者は前者のことを「ドイツ人」と呼ぶ、など)。

このうち(1)は、1941年12月、日米開戦以後、大方、香港などを經由して英国領へ退去済みであり、本稿の主題にはほとんど関係しない。

次の(2)が、實吉文書中、「アシケナジ民団」ないし「白露系」と呼ばれている人々である。彼らは旧ロシア帝国の臣民で、ソヴィエト連邦の国籍は有していないという意味において、たしかに「無国籍者」であるが、1937年、日本による上海の軍事掌握以前に哈爾濱などを經由して移り住んできた人々であるため、今回の「指定居住区」移動命令の対象外であり、多くは、従来どおりフランス租界に居を構え続けた。

そして(3)、實吉文書中では「ゲマインデ」ないし「無国籍避難民会」などと呼ばれているドイツならびにドイツ占領地域(オーストリア、チェコなど)から上海に流入したユダヤ住民こそは、今回発せられた「指定居住区」への移動命令の主な対象者である。

(4)のポーランド・ユダヤ避難民(「ブンド」主義者と正統派ユダヤ教徒の割合が大)も、「指定居住区」移動命令の対象者であるが、彼らは、後述のとおり(3)とはやや異なる反応を示すこととなる。

白系ロシア・ユダヤ人集団の反応

まず、「アシケナジ民団」「白露系」から分析を加えていく。

上に引用した業務日誌で、實吉は「会長ラデントロスキー、副会長コーン」と記しているが、「ラデントロスキー」は、おそらくロシア語の長い名前を一回聞いただけでは覚えられなかったための誤記であり、正しくは、ボリス・ルヴォヴィチ・ラドミシェルスキー(Boris Lvovich Radomishelsky, 1896-1955)であったことが、實吉文書の別の個所や、その他の文献によって確かめられる。ラドミシェルスキーは、1896年、ウラジオストクに生まれ、ロシア革命にともない、一家で、はじめ哈爾濱、

のちに上海に居を移した。職業は法律家で、戦後、中国共産主義政権の成立にともない、いったんオーストラリアに移住したが、シドニーで法曹人としての資格が認められなかったため、そこからさらにアメリカ移住の道を選んだ²。

副会長のアブラハム・コーン(Abraham Jacob Cohn, 1903-73)は、本名をJan Weinbergといい、幼い頃ルーマニア人の両親とともに長崎に移り住んだが、両親と死別し、長崎在住のCohnというドイツ人医師に引き取られて「コーン」姓を名乗るようになった(Ristaino 2001: 321)。長崎で医学を学び、日本人の妻を得て、ある時期、中国の武漢に移って医師、薬剤師として働き、1937年、第二次上海事変にともない上海に移った。きわめて日本語に堪能で、早くから白系ロシア・ユダヤ人団体と日本軍政当局のあいだの橋渡しの役割を演じていたようである。戦後、香港に移り、1973年、香港で他界したことまではわかっているが、こうした重要人物について、われわれは、『河豚計画』の著者トケイヤーによる典拠の指示を完全に欠落させた逸話の断片³しか手にし得ていないなど、この上海ユダヤ居留民と日本当局の関係というテーマについて歴史的事実研究の立ち遅れが痛切に感じられる(本稿の筆者自身、現在、香港のユダヤ組織を通じて、このコーンの子孫との連絡を試みているが、いまだ成果は上がっていない)。

この「アシケナジ民団」と呼ばれている白系ロシア・ユダヤ人からなる団体については、三か月ほど時を遡り、前年1942年11月に行われた

² ラドミシェルスキーの息子として上海に生まれ、現在、アメリカで物理化学者として活躍するLeo Radomによる以下の自伝を参照。Leo Radom, 'Autobiography of Leo Radom', *The Journal of Physical Chemistry A*, December 2019.

³ マービン・トケイヤー、メアリ・シュオーツ『河豚計画』、加藤明彦訳、日本ブリタニカ、1979年、214～215頁。

同組織の代表者選挙に関する記述を實吉日記のなかに見ておく必要がある。

上海アシケナジ委員会（十一月十六日）

十一月二十二、三日 改選二年毎ニ之ヲ行フ 候補者三十一名中委員十二名ヲ選ブ 当方ヨリ委員（リーダー格）温健 [ママ] なるものを指名せり 委員長（今迄トパス）Block（日本ニ37年居タ人物 赤十字ニキフ）Chon [Cohnの誤記] Kahan [不詳]

[上記を再度書き直して]

十一月二十二日、二十三日 アシケナジ委員会ノ委員選挙 ブロック コーン初メトシ 親日系ノ者当選 トパス系、英米系 落選シタ

（業務日誌、1942年12月3日の頁の裏面）

興味深いのは、この二年に一度の役員改選に際し、事前に實吉の側から、できるだけ親日的な人物が12名の委員のなかから選出されるよう工作を行った形跡が読み取れることだ。具体的にいかなる工作がなされたのか、實吉文書から読み取ることはできないが、その結果、それまで委員長だったボリス・アブラモフ・トパス（Boris Abramov Topas, 1892-1962）をはじめ親英米系の人々が落選し、かわって先述のアブラハム・コーンや、ポーランド出身で、1920～30年代を神戸で過ごしたことがわかっているモリス・S・ブロックないしブロッホ（Morris S. Bloch, 生没年不詳）という人物（Eber 2018: 434）が当選したという⁴。

⁴ 實吉の業務日誌中、「Block」について「日本に37年居た人物」との記載が見えるが、これは「1937年『まで』」、つまり第二次上海事変まで日本にいたという意味の取り違え、ないし誤記であったと思われる。

さて、この「アシケナジ民団」が今回の「居住区設置」公布に対して示した反応として興味深いのは、上の引用にあるとおり、公布の翌日、午後7時半より、金曜日、安息日の晩にもかかわらず会議を招集し、後日、「日本の公債一万一千ドルを買いたい」、「やるべきことを指定して呉れ」と申し出るなど、きわめて積極的な協力姿勢を見せていることだ。決議内容は別途、正式文書として出すこととし、取り急ぎ、（1）日本側に全面的に協力する、（2）指定地区内で、今後、行われる事業について、その費用をまかなうために「民団」のなかで一種の基金を作る、という二点がさっそく取り決められているのだ。

振り返れば、1938年末から大量に上海に流入し始めたドイツ＝オーストリア出自のユダヤ難民たちの生活保護について、1941年12月の日米開戦までは英国籍の富裕セファラディたちが主な出資者となり、日米開戦後には、この白系ロシア・ユダヤ人集団が、引き続き「アメリカ・ユダヤ合同分配委員会（JDC）」「ヒアス＝ヒツェム」など海外のさまざまな組織の後ろ盾を得て、支援の手を差し伸べてきたのだった。

今、日本当局が、1937年以降に上海に流入してきた新参の無国籍避難民（事実上、ほぼ全員ドイツ＝オーストリア系のユダヤ難民）を対象として、元・共同租界の東部、提籃橋地区への一斉移動を命じるという事態を前に、白系ロシア・ユダヤ人たちが、みずからはその命令の対象ではないが、対象者となったドイツ＝オーストリア系ユダヤ難民のための支援活動は従来どおり継続していく用意があり、やるべき事があつたら指示して欲しいという姿勢を示したのだ。

これについて實吉は、「之は自発的にやるものだという事」と日記に記し、さらに欄外に「なとなればアシケナジの助力は同族の当然の補助であつて、日本側が之を恩恵として感じるのではない」と書きつけた。

そして2月19日の晩、「アシケナジ民団」の会合にオブザーバーとして出席した久保田勤を介して、「日本側は白系ユダヤ人から協力を得たからといって、それによってobligeされることはない」と念を押させている。たしかに、ディヴィッド・克蘭ズラーの『日本人、ナチス、ユダヤ人』（Kranzler 1976）以来、先行研究書においては、ヨーロッパでの迫害を逃れて上海に流れ込んだユダヤ難民たちの手当てを実質的に——つまり経済的に——引き受けるのは誰であるべきと一般に考えられていたのか、考察が十分ではなかった感がある。

少なくとも、この實吉の記述からすれば、日本側は、これらのユダヤ難民たちが「同族のよしみ」によって救済されるべきという原則に立っていた。つまり日本側は、今回のように「無国籍避難民指定居住区」「無国籍避難民処理事務所」といった制度を作る。そして、そこに配置される要員にも日本の公務員ないしそれに準ずる嘱託などを充て、その人件費も負担する。しかし、その制度を維持した上で、当のユダヤ難民たちの生活水準をいかに保ち、向上させていくかという段になり、当面、着の身着のままドイツ、オーストリア、ポーランドなどを後にして来た難民たちの自助にも限界があるならば、やはり、その面倒を実質的に見てやるのは、「ユダヤ人」との総称でくられる先住の同族、すなわち、日米開戦にともない英国籍の富裕セファラディが去ったあとでは白系ロシア・アシケナジ集団をおいて他にない、という認識である。

實吉は、これを「同族の当然の補助」ととらえ、しかも、その点について「日本側が恩恵に感じることはない」とまで言い切る。さらに、戦争前はあまり本気で「日本のためになろうと思ったことはなかったかもしれない」が、これからは、本気でそう思って欲しいという希望をも、実際に言葉にして「アシケナジ民団」の幹部らに伝えたのであろう。

これをうけて、2月28日、「アシケナジ民団」は「上海アシケナジ協力支援協会（Shanghai Ashkenazi Collaboration Relief Association: SACRA）」と称する新しい救援組織を結成した（以下の引用はいずれも實吉の業務日誌より）。

[1943年] 二月二十六日

アシケナジ委員会では 今回／無国籍\避難民処理協力委員会と名ヅクルモノを作る。

[1943年3月1日の頁の裏面]

Shanghai Ashkenazi Collaboration Relief Association
SACRA

[1943年] 三月二日

アシケナジ SACRA 事ム所設置につき 監理部長の諒解を求め置。

[1943年] 三月九日

午前 SACRA 事ム所 北京路 137 の室を見 次で滙山事ム所に至る。

[1943年3月13日の頁の裏面]

加納 Sacra office カントク
上海無国籍避難民 16159 [人]

ここから、白系ロシアの古参ユダヤ人集団が、おそらくは日本語の堪能なアブラハム・コーンを中心とし、いわゆる「同族」のユダヤ難民た

ちの支援を目的とする新組織を實吉のお墨付きのもとで立ち上げ、實吉は、そこに「加納」という日本人を「監理部長」としてあてがったことがわかる（この「加納」という人物については、翌1944年3月、SACRA創立一周年を記念した会合の記念写真（下）中、久保田勤とともに中央



【図版1】1944年3月、SACRA発足一周年記念式典時の集合写真（中央が久保田勤、向かってその右隣が「加納」か）

に収まっている和服姿の男性が当該人物なのだろうと推測されるのみにして、いまだ詳細は判明していない）。

SACRAの役割については、関根真保による先行研究『日本占領下の〈上海ユダヤ人ゲットー〉』でも詳述されているため、ここでの反復は避ける。ただ私見によれば、関根の考究自体、「ゲットー」という言葉の使用を含め、SACRAを日本当局による「ゲットー化」政策への協力団体として負の意味合いで採り上げるクランズラーの先行書を踏襲し、SACRA自体の存在を「無国籍避難民処理事務所」所長・久保田勤に操ら

れた傀儡とみなす傾向が目立つ⁵。今回、本稿の筆者をして、そこにも再考の余地があるのではないと思わせるのは、先に引用した實吉の言葉、すなわち、白系ロシア・ユダヤ人によるユダヤ難民への支援活動は自発的にやってもらうものであって日本側が恩に感じる筋合いのものではない、という主旨の発言だ。この点を踏まえながら、SACRAと久保田勤の関係が実際にいかなるものであったのか、依然、資料の欠乏に苦しみながらも、少しずつ解明していかなければならない重要な論点であることは間違いない。

ドイツ＝オーストリア・ユダヤ集団の反応

他方、今回の移動命令の主な対象者にして、以後、SACRAによる支援のもとで生活を支えていくこととなったドイツ＝オーストリア出自のユダヤ難民たちは、第二次大戦開戦から二か月を経た1939年11月、英語の正式名を「中央ヨーロッパ・ユダヤ人自治協会（Communal Association of Central European Jews）」、ドイツ語の通称を「ユーディシェ・ゲマインデ（Jüdische Gemeinde）」とする相互扶助団体を立ち上げていた（Pan 2019: 30）。上の實吉日誌にも代表者として言及されているフェーリクス・カルデク（Felix Kardegg, 1884-1945）は、その創設当初からの中心人物である（のちに終戦間近の1945年7月、米軍による「指定居住区」への誤爆により命を落とすこととなる）。このカルデクが、「指定居住区」設置公布の翌日、實吉のもとを訪れ、今回の措置が予期していたより

⁵ たとえば、「久保田勤の『サクラ』における絶大な権力」（関根 2010: 199）、「『事務所』が定める規則を『サクラ』が代弁するといった方法がここに成立した」（同: 200）、「表面的にはユダヤ避難民を手助けする援助活動のように思えるが、実際のところは、『上海ゲットー』へユダヤ人を囲い込もうとする日本軍の思惑に合致している」（同: 204～205）など。

「severe」なものでなかったことに礼を述べ、布告の文中で「ユダヤ人」という言葉を用いず、また「ゲッター（隔離地域）」を作るとは言わずに居住を「制限」という表現にとどめたことについても「絶大なる礼」を述べた、と實吉の業務日誌に記されている。

ここでカルデクから示されたこの安堵と感謝の気持ちには、先立つ文脈があった。前年1942年から極秘裏に進められてきた「指定居住区」設置案が、公布の三週間ほど前、一部、歪められた形で漏洩するという事件が発生していたのである。

[1943年] 一月二十八日[木]

本日 Jewish Gemeinde のカフマン、カルデク来り 滬西警察署にて滬西の猶太人は二月十五日より同廿八日迄に滬山方面に移住する事になる 移らなければ陸海軍により処罰せらるゝ旨同警察の支那人が云った(カフマンは滬西警察より電話で右通知して来た)

右情報、二十七日午後三時に滬西在住ユダヤ人間に同日の委員会の処理案が漏れた

同日 委員会出席の滬西市警察局長大谷(予備憲兵/准尉)は署に帰るや局長(の支那人)に報告/つもりで次長の机の上に\処理案等を置いた、同警察署には避難民がモグリ込んで居る噂あり

1943年1月27日、滬西警察署の課長・大谷(人物として未特定)がユダヤ難民対策を話し合う会議に出席した後、署に戻り、会議資料を机の上に放置したところ、中国人の局長がそれを見、内容を「ゲマインデ」の代表カウフマンに誤った形で伝えた。そこで翌日、カウフマンがカル

デクと連れ立って實吉のもとを訪れ、その真偽を問い質した、という経緯である。

フリッツ・カウフマン(Fritz Kauffmann, 1904-93)はユダヤ出自のドイツ人であるが、難民ではなく、1931年という早い時期に商機を求めて上海に定住した貿易商である。それでも、1938年以降、大量に上海に避難してくるユダヤ系ドイツ人たちへの同情心から、ドイツ=オーストリア系ユダヤ難民組織の代表カルデクを強力に補佐してきたのだった。

この時の誤情報によれば、当時、上海の西の郊外、滬西地区に住むユダヤ人は、全員、2月15日から28日までの二週間以内に東の滬山路方面に移住せねばならず、その命に背けば陸海軍によって処罰されるということであった。しかし実際は、確かに2月18日から5月18日までのあいだに移住を完遂させることとされていたが、対象者は「ユダヤ人」全員ではなく1937年以降に流入してきた無国籍の避難民(よって、たとえばカウフマンはそれに該当しない)、しかも、その5月18日という移動期限はさまざまな情状酌量によってなし崩しにされ、公布から一年以上を経た1944年の春~夏まで、あらゆる手段でこの移動命令をかわそうとする人々が後を絶たなかったほど緩やかな期限設定であった。

この情報流出に中国人の警察局長が関わっていたという点も興味なしとしないが、それ以上に、当の「ユダヤ人」たちのあいだに、特に日米開戦後、ドイツの同盟国たる日本の軍当局が自分たちに一体何をしてくるか、戦々恐々、待ち構えていた様がよく伝わってくる逸話である。結局のところ、実際に移動命令が公布され、その中身を見てみたところ、予期していたよりもかなり穏便なものだったので安堵した、というカルデクの實吉に対する「絶大なる礼」も、決して上辺だけのものではなかったであろう。

ともあれ、最大集団たるドイツ＝オーストリア系ユダヤ人たちは一万七千人規模であり、決して一枚岩を構成していたわけではなかったはずだが、「アシケナジ民団」同様、移動命令布告翌日の19日の晩に委員会を開き、「主旨を体し、日本に協力すべし」との結論に達したことが、後日、カルデクから實吉に報告されたのだった。

ポーランド・ユダヤ難民集団の反応

三つ目の事例として、いささか込み入った事情をうかがわせているのは、小規模ながら別個の集団を形成していたポーランド・ユダヤ人たちである。

まず、「指定居住区」の公布から五日を経た2月23日、皆ユダヤ系とは限らないようである旨、實吉が後から修正も加えているが、いずれにせよナチス・ドイツによって国家としての消滅を宣言されたポーランドから上海に避難していた人々の代表が實吉のもとを訪れ、協力を申し出ている（以下の引用はすべて實吉業務日誌より）。

[1943年]二月廿三日

ポーランド系の猶太委員会／ユダ人を含ム\の委員来り、協力すと申出づ

上海のポーランド・ユダヤ人集団は、前年1941年5月以来、「EastJewCom」という独自の相互扶助団体を形成しており、その中心人物はアルフレッド・オッペンハイム（Alfred Oppenheim, 生没年不詳）とヨセフ・ビトケル（Joseph Bitker, 1895-1977）であった。この二人の名は、本稿の筆者が別途作成中の第二次大戦初期の日本に到来したポーラン

ド・ユダヤ難民リスト⁶には見えないため、1939年末から1940年初めころ、必ずしも日本を経由せずに上海に渡って来た人々ではないか、と推察される。

これらポーランド出身者たちのなかには、ポーランドは消滅しておらず、ロンドンに亡命政府を有する一国家であり続けているのだから、自分たちは「無国籍避難民」の定義には当たらない、として指定居住区への移動命令を撥ねつけようとする強硬派の一群がいた（Kranzler 1976: 527-528）。實吉文書には、その拒絶の理由への直接的言及は見られないが、以下の「移転回避策動」とはそうした一部のポーランド・ユダヤ難民たちの動向を指していると見て間違いはない。

四月十四日

ポーランド人代表来り 移転回避策動をした事につき申訳に来る。

他方、上海在住の日本人に内海源一郎という弁護士がおり、ポーランド人はロンドンに亡命政府を持ち、連合国側に与しているのだから、上海のポーランド人も敵性外国人として扱われるべき旨、實吉に直訴したという逸話も見える。

[4月4日の頁の裏面]

四川路 Whiteaway ノ事ム所 内海源一郎（弁護士）

⁶ 菅野賢治「第二次大戦期、日本に到来したユダヤ難民のリスト」、平成30年度～令和4年度科学研究費助成事業、国際共同研究加速基金（国際共同研究強化(B)）「戦時期の日本ならびに上海に滞在したユダヤ難民のその後に関する越境的かつ多角的研究」、中間報告（1）『ユダヤ難民たちのリストと実数の特定』、2019年9月10日、所収。

ポーランド人ハ無国籍避難民ノ約一〇〇〇名アリトシテ取り扱ハレルベキモノデナイコトヲ(ポーランドハ ロンドンニ亡命政府ガアル故ニ敵国人トシテ認ムベキダ)

また別の箇所からは、おそらく日本当局による移動命令への服従、不服従をめぐってポーランド・ユダヤ難民の一部と SACRA 指導部の白系ロシア・ユダヤ人が衝突して殴り合いにまで発展し、その責任を取ってオッペンハイムが会長を辞する、という一幕があったこともうかがわれる。

五月二十六日

イーストジューコム(ポーランド系猶太人——先日 SACRA にて撲り合ひをせる連中の属する——救済事業をなせる委員会)の会長オッペンハイム辞任を申し出づ。

このように少数派ながら血気盛んなポーランド・ユダヤ難民たちであったが、もしもこの時、實吉と久保田が本人たちの主張を容れ、彼らを敵性外国人として扱うことにしていたならば、その推定千人ほどもまた、アメリカ、イギリス、オランダなどの籍をもつ人々と同様、スティーヴン・スピルバーグの映画「太陽の帝国」(1987年)に描かれているような郊外のキャンプに収容されていたはずである。ここで實吉と久保田が彼らの主張に取り合わなかったことで、たとえ厳しい通行許可制のもとであろうとも上海市内で生活できたことは、結果的に彼ら自身に大きく幸いしたとも考えられる。

「ゲッター」の語用は適切か

以上の實吉文書読解に立脚して、1943年2月、日本当局による「無国籍避難民指定居住区」の設置が現地のユダヤ居留民のあいだに引き起こした反響と言っても、その内実は、ユダヤ居留民自体の内部構成に即して少なくとも三種三様であったことがわかる。そして、これら白系ロシア、ドイツ=オーストリア、ポーランドという三集団のそれぞれの内部構成にさらに分け入っていけば、この施策の受容が何種何様になるか、予測は困難となろう。

少なくとも、ここで明言できることは、従来、通俗的な読み物からインターネット上に溢れ出してきたように、1943年2月、日本当局による居住制限令は、同盟国ナチス・ドイツの反ユダヤ政策を模した、あるいはナチス・ドイツ側からの圧力に屈した末の「ゲッター化」政策であった——ひいては、来るべき絶滅作戦のためドイツ側から劇薬ツィクロンBの供与までであった⁷——といったたぐいの歴史記述が、いかに根拠薄弱なものであったか、ということである。

他方、その根拠の薄弱さにもかかわらず、今日の上海では、右のような絵画が、戦時期の日本当局によるユダヤ政策を要約するものとして歴史教育や文化交流の題材にされている、という現実がある。こうした表象の仕方において、「指定居住区」は柵や有刺鉄線で囲まれ、日本軍の兵士らがユダヤ人たちを銃で脅しながらそこに押し込めた、という構図が既成の事実として一般の見学者に供されるのだ。二枚目の絵では、中国人とおぼしき女性と少女が、鉄条網越しに「ゲッター」内のユダヤ難民たちに食べ物をめぐんでやっている。しかし、この二枚目の絵画の左

⁷ 一例として、インターネット新聞 *The Atlantic* の以下の記事。James Griffiths, 'China, Shanghai's Forgotten Jewish Past', November 21, 2013.

端に描かれている男性と少年の姿が、1945年1月、解放直後のアウシュヴィッツで撮影された写真（次頁）からの模写であることは、火を見るよりも明らかなのである。このように、1943年2月、日本軍政下の上海と、1945年1月、ソ連軍による解放直後のアウシュヴィッツとを造作もなく直結させてしまうイメージの暴走に対し、牛歩の歴史考証、手探りの資料追跡に専念する本稿筆者は、ただ嘆息を禁じ得ない。史的検証を一切抜きにしたイメージの暴走は、「指定居住区」を「ゲットー」（たとえばワルシャワのそれ）に重ね合わせるばかりか、さらに「絶滅収容所」との相似すら、見る者の脳裏に刷り込んで止まないものである。



【図版2】上海、中猶文化科技交流中心（Sino-Jewish Culture & Technology Exchange Center, Shanghai）の展示絵画（1）（部分）
2020年1月菅野写す



【図版3】上海、中猶文化科技交流中心（Sino-Jewish Culture & Technology Exchange Center, Shanghai）の展示絵画（2）（部分）
2020年1月菅野写す



【図版4】1945年1月、アウシュヴィッツ解放時、ソ連軍によって撮影されたと見られる収容者たちの写真（部分）（撮影者、権利者ともに不明）

本稿で示されたように、「指定居住区」の設置時、その主たる対象者たるドイツ＝オーストリア・ユダヤ人集団の代表カルデクは、「ゲッター／隔離地域」を作ると云ふが如き事を云はざりし点」につき、實吉に「絶大なる礼」を述べていた（そして實吉文書の全体をつうじ、それが「ゲッター」の語が用いられる唯一の箇所である）。しかしなお、「指定居住区」を「ゲッター」と呼ぶ慣わしは、難民たちのあいだで2月18日の公布当日から定着を見たようだ。たとえば、あくまでも日記体回想録であって日記ではないが、ルジェ・ショシャノ・カハン（Rudze Shoshano Kahan, 1895-1968）の『火と炎のなかで』（1949年）では、1943年2月18日の頁に、「許可区域」なんてお上品に呼ばれているけれど、皆、それを“ゲッター”という本当の名で呼ぶのを恥じているだけ」（Shoshano Kahan 1949: 298）との記載が見られる。

むろん、一つの現実を名指す言葉の選択は自由であり、当事者たるユダヤ難民たちによる「ゲッター」の語用も尊重されるべきだろう。しかし、いま一方の当事者たる日本軍政当局の側に、いかに同盟国とはいえナチス・ドイツのユダヤ隔離政策（ひいては絶滅政策）を模倣する意図を確認できず、歴史的見地からしても、「上海無国籍避難民指定居住区」がはたして同時代のワルシャワ、ウッチなどのユダヤ人「ゲッター」に準えられるべきものなのか、議論の余地があるあいだは、上海ユダヤ史の少なくとも研究の場において「ゲッター」の語用を自重すべきではないか、との結論に本稿の筆者は達している。まずは学術の領域において確証が得られない用語の使用を控えることにより、非＝学術の世界におけるイメージの暴走にいくばくかなりとも歯止めをかける効果が期待されるからである。

移動命令に対する個々の対応事例

ここで本稿の主題に戻り、上記三種のユダヤ集団の反応以外に、移動命令の対象となったユダヤ人たちが個人の資格でとった行動を、紙面の許す限り収録しておきたい（以下、いずれも實吉の業務日誌より。下線は引用者）。

（1）居住証偽造ないし店舗の架空名義

[1943年] 三月十日 [欄外]

Herman 崑山路、花園 26 六室 200 ドル（上海ランドより貸る）にて貸り一室四十四円一八十円にて日本人に貸す 本人を呼び出し 身分証明を出さす。独逸国籍の居住証 及 無国籍の居住証を有し 居住証偽造／一枚は写真
余罪ある見込にて滙山警察に拘留す。

猶太人アルバートロート、エリス（バー）経営者、財産没収／及閉鎖を虞れ 其ノバーの名義人をジョンフアーレン（有名キャバレー持主）に書き換へ／手続を済せ 自分は使用人の名義でやうて行く事にきめた 処がジョンフアーレンは憲兵隊にて自殺す。よりてエリスは証人なきため／法律上 自己の財産は消滅す。

（2）中立国ないし同盟国の領事からの証明書発行

三月二十日

一. ポルトガル領事 猶太人に証明書を与へた件（滙南憲兵隊ガ／ポルトガル領事ガ／Welner 夫妻に／二月二十日、三月二日／Passport 右はポルトガル人ナル事ヲ／国籍ヲ与へタノデ Welner ヲ押へタノデ当方ノ意向ヲ聞キニキ

タ 軍律イハントシテ押ヘル ポルトガル領事ニハ領事館ヨリ抗議スル 但シ尚ホ同様ノ件ヲ見出シテカラ之ヲナス

二. スコットランド夫人(猶太人の妻)に関する取扱

三. 独逸領事 猶太人にノソニアニ保護民ナル事ヲ証明ス\証明書を与へた件 当方デハ認メナイ 先方モ国籍ヲ認メタト云フ訳デハナイ 布告前ニ国籍ヲ与へタモノアリ

四月廿九日 [裏面]

独領事館ガ Stateless ニ Stateless ニアラズトノ証明ヲ与ヘテイル

(3) 中国籍取得の試み

三月廿三日

午後 滙山事ム所. [上海] 市政府より二月十八日前 国籍を取得せんと願ひ出でし猶太人 に対する処置に関し問合せに来る. 我が方としては命令するが如き事は出来ないが 我方の趣旨を体し 止めた方然るべしと申し置く 先方も承知して帰る.

四月廿九日 [裏面]

SACRA 稍動揺ス 国民政府ガ国籍ヲ与ヘテイル事実アリ

五月五日

スーケ 支那人と共に来り 三月十日? 附 支那国籍証ヲモチテ来ル. 拒絶

(4) 自殺を仄めかしながらの移動免除出願

五月二十日 [裏面]

5月20日頃 ユダヤ人ノ女 事ム所に来り 移動免除を願ひ出す 免除の理由なきため拒絶せし処 Poison 呑むとオドカす. 呑のは勝手だが其のために免除する事は出来ないと云った処、Faint シテ倒れる. Poison でも呑んだためかと思つたら Poison は少しも呑んで居なかつた

いずれもユダヤ難民たちが移動命令を回避するために講じた苦肉の手段の生々しさ、時に痛々しさをも伝える逸話である。

瞠目を超えて驚愕に値するのは、上記(2)、上海のドイツ領事館がユダヤ住民に「保護民」としての証明書を発行していた、という事例ではなかろうか。ドイツ第三帝国は、1941年11月29日、拡大ドイツの領外に逃れ出た「ユダヤ人」のドイツ国籍を、翌1942年1月1日付ですべて無効とみなす法令を制定していた(Kranzler 1976: 504)。むしろ上海も例外ではなく、拡大ドイツから上海に避難したユダヤ人の全員が、その時をもってドイツ国民として庇護を受ける権利の枠外に投げ出されたわけである。ところが、上海の日本軍政当局による「無国籍避難民指定居住区」の設置に際し、現地のドイツ代表部がこれら国籍喪失者たちの一部を「保護民」として引き取り、その名目で「指定居住区」への移動対象から外してやろうとする配慮を見せたというのである。しかるに、従来の一部の通説、俗説において、ドイツ第三帝国は、上海の日本当局に圧力をかけ、ユダヤ難民たちを一か所に隔離した末、「最終処分」してはどうかと持ち掛けた、とさえ言われてきたのではなかつたか。

上記、實吉が書き留めた「ソニア」なるドイツ系「ユダヤ人」とおぼしき女性の逸話は、一見些末ながら、従来、資料の裏付けをことごとく欠落させたまま拡散してきた「上海ユダヤ絶滅・日独共謀説」の全体に対する一つの確たる反証として屹立している。

全体の総括と今後の展望

ただ、こうした實吉文書に基づく研究にも時間軸上の限界があり、この実に内容豊かな一次資料をもって現実への洞察を行なうことのできる期間は、1943年6月、實吉の上海離任までである。また1943年2月、「指定居住区」を設置し、「処理事務所」の所長に久保田勤を据えたところで、みずから一定の役割を果たし終えたとの思いからであろうか、3～6月の實吉の業務日誌におけるユダヤ関連の記述は徐々に間歇的なものとなっていく。

総じて、日本軍政当局による上海ユダヤ政策を大きく三つの時期に分けて捉えるとすれば――

(1) 1939年4月、犬塚惟重の支那方面艦隊司令部付上海在勤海軍武官府配属から、第二次大戦開戦、日米開戦を経て、1942年3月、犬塚の上海離任まで

(2) 1942年4月、實吉敏郎の同武官府着任から、1943年6月、離任まで

(3) 1943年7月から1945年8月、日本敗戦までとなり、それぞれを「犬塚時代」「實吉時代」「久保田時代」と名づけるのが至当である。

また、別に「上海無国籍避難民指定居住区」の歴史としてこれを捉えるなら、(2)の末期、1943年2月の設置公布から、同年6月、實吉大

佐の業務日誌が閉じられるまでの四か月を「指定居住区」体制の「初期」と呼ぶことができよう。本稿はその「初期」を扱ったものにすぎず、その後、(3)に当たる1943年の後半から1945年8月の日本敗戦まで、同体制の「中期」「後期」と呼ぶべき時期については、その間、一貫してこの施策の責任者の立場にあった久保田勤に関する一次資料が、目下、ほぼ皆無という状態にある。よって、この「久保田時代」について、われわれは再び、同時代の数少ない新聞記事（『大陸新報』、『シャンハイ・ジューイッシュ・クロニクル』など）と、元難民たちの回想、証言を中心とする歴史の再構成に立ち返らざるを得ないのだ。

それでもなお、本誌上、四回にわたって「實吉時代」の詳述に費やされた研究報告をつうじ、何よりも「指定居住区」の設置経緯に関する知見が格段に深まったことは間違いない。もちろん、続く「久保田時代」の「指定居住区」は、「實吉時代」のそれとはまた別の論理で運営されることになった可能性があり、これはこれとして、今後、数少ない一次資料をもとに地道な歴史考証を積み重ねていかねばならない。特に「久保田時代」の「指定居住区」を回顧する際、過たずに象徴的存在として言及される「避難民処理事務所」所員、合屋叶（1901-83）について、本稿の筆者は、合屋本人の遺族から得られた情報をもとに、別途、史実検証のための稿を起こすことを計画している。

ここでは、今後の研究を展望すると同時に、本連載の前の段階で「實吉時代」について一般に流布していた情報を振り返っておく必要があるだろう。ほかでもない、すでにこの「實吉時代」だけに限っても、マーヴィン・トケイヤー、メアリー・スオーツの共著『河豚計画』（1979年）から発し、とりわけインターネットを媒介として世界的に共有されてしまった逸話の数々――なかんずくヨーゼフ・マイジンガーによる上海ユ

ダヤ絶滅計画の提案——が、その当時から75年の歳月を経て掘り出された一次資料とのあいだに、著しい齟齬、驚くばかりの乖離を呈しているからだ。そして、後続の「久保田時代」について、この齟齬と乖離がより軽度で済んでいたと考える根拠は、今のところ、いずこにも見出し得ないのである。

本研究の主題とはまったく異なる文脈上（ドレフス事件、聖ヴェロニカ）ながら、フランスの詩人シャルル・ペギーは、〈歴史〉と〈記憶〉の対話・対立においては迷うことなく〈記憶〉に肩入れする旨、明言してみせた⁸。しかしながら、それは〈歴史〉の専制により〈記憶〉が虐げられている言説空間における心がまえであり、時としては、逆に〈記憶〉の増殖、横溢、迷走から〈歴史〉の掻き消されそうな肉声を守ってやらねばならない事態も、人間の過去を扱う作業現場には等しく生じ得るものなのかもしれない。

査読者：市川裕・平岡光太郎

*本研究はJSPS科研費、平成29～令和2年度、基盤研究(C)(1)課題番号17K02041ならびに平成30年度～令和4年度、国際共同研究加速基金（国際共同研究強化(B)）課題番号18KK0031の助成を受けたものである。

⁸ シャルル・ペギー『歴史との対話——クリオ』、山崎庸一郎訳、中央出版社、1977年／同『クリオ——歴史と異教的魂の対話』、宮林寛訳、河出書房新社、2019年。

文献

- Shoshano Kahan 1949 : R.[Rudze] Shoshano Kahan, *In Faier un flamen* (Yiddish), Buenos Aires, 1949.
- Kranzler 1976 : David Kranzler, *Japanese, Nazis and Jews: The Jewish Refugee Community of Shanghai, 1938-1945*, New York, Yeshiva University Press, 1976.
- Ristaino 2001 : Marcia Reynders Ristaino, *Port of Last Resort. The Diaspora Communities of Shanghai*, Stanford University Press, 2001.
- 関根 2010 : 関根真保『日本占領下の「上海ユダヤ人ゲットー」——「避難」と「監視」の狭間で』、昭和堂、2010年。
- Eber 2018 : Irene Eber, *Jewish Refugees in Shanghai 1933-1947: A Selection of Documents*, Vandenhoeck & Ruprecht GmbH & Co., 2018.
- Pan 2019 : Guang Pan, *A Study of Jewish Refugees in China (1933-1945): History, Theories and the Chinese Pattern*, Shanghai, Shanghai Jiao Tong University Press, 2019.

The Aftereffects of establishment of the Designated Area for Stateless Refugees in Shanghai — As described in the unpublished documents of the Naval Captain Toshiro Saneyoshi

Kenji KANNO

Stemming from the insight, gained in my previous work, into the process of establishment of the Designated Area for Stateless Refugees, the present and final account will elucidate the aftereffects induced by the promulgation of the relocation order from the Japanese authorities (18 February 1943).

Each of three Jewish communities in Shanghai reacted to the captain Saneyoshi's edict in a totally different manner: (1) acceptance and positive collaboration proposal from White Russian Jews (Boris Lvovich Radomishelsky and Abraham Jacob Cohn) which led to the establishment of the SACRA (Shanghai Ashkenazi Collaboration Relief Association); (2) apprehension and perplexity from German-Austrian Jews (*Jüdische Gemeinde* represented by Felix Kardegg and Fritz Kauffmann), mixed with relief that the contents of the proclamation were found to be less 'severe' than previously expected; (3) strong rejection from a part of Polish Jews (East Jew Com led by Alfred Oppenheim and Joseph Bitker) who could hardly accept the definition

of 'stateless', given that the Polish government remained active in London.

The present series of accounts merely covers the 'Saneyoshi period' (April 1942-June 1943), following the 'Inuzuka period' (April 1939-March 1942) and followed by the 'Kubota period' (July 1943-August 1945). Yet it shows us the importance of preserving a thoroughgoing 'primary material principle' for a total and solid historiography of Japanese Jewish policy in Shanghai.